

## 民泊条例改正の概要について

### 1. 手続きルールの強化（令和7年12月15日から施行）

#### 現行のルール

- ・対面による宿泊名簿記載・鍵の受け渡しの実施
- ・通報時に30分以内の現場駆け付け・対応着手
- ・事業開始前の周辺住民への周知義務(20mの範囲)

上記に加え、新たに、以下のルールを追加します。

- ・周辺住民への事前説明会の実施
- ・海外在住者に対する、日本国内に在住する代理人の選任
- ・町会加入の“協議”的実施
- ・トラブル発生時、区民の要請に応じて話し合いの場の設置



### 2. 民泊が実施できる「区域と期間の制限」（令和8年12月16日から施行）

①「区内全域」において、「春休み、夏休み、冬休み」に限定します。（年間120日間）

春休み: 3/15～4/10 (27日間)

夏休み: 7/1～8/31 (62日間)

冬休み: 12/15～1/14 (31日間)

既存施設にも適用

②「住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区（区内約70%のエリア）」において、  
新規開設を不可とします。（裏面参照）

※区域と期間の制限に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科す。

#### 【実施できる期間のイメージ】

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和7年度														180日間
令和8年度											×	×	×	306日間の内、 180日間
令和9年度～	↔	×	×	×	↔	↔	×	×	×	↔	×	×	↔	120日間

### 3. 指導・監督の徹底、体制強化

体制を強化し、指導、勧告、公表、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令など、指導・監督を徹底いたします。

#### 【お問い合わせ】

豊島区健康部生活衛生課環境衛生グループ  
電話 03-3987-4176

新規開設を不可する区域（住居専用地域、文教地区、住居地域及び準工業地域）のイメージ

※区域の詳細は豊島区都市計画図をご覧ください

